

あなたのおはがきの1枚、1枚が、再審開始・再審無罪
早期確定の着実な力になります！

大崎事件弁護団支援（即時抗告断念の請願）は、6月22日（水）から
24日（金）の間に必着するように投函してください。

切り取って、必要事項を記入し、官製はがき（郵便料金をご負担くださ
い）の表面・裏面に貼り付けて投函してください。

〒892-0816

鹿児島市山下町13-10

鹿児島地方検察庁

検事正 内藤秀男 様

〒810-0044

福岡市中央区六本松4丁目

2-3

福岡高等検察庁

検事長 中原亮一 様

おおさき じ けん

大崎事件は、被害者とされる男性が、自宅に送り届けられる前に死亡しており、殺人事件は存在しなかったことが、新証拠から明らかになっています。原口アヤ子さんも「共犯者」とされた男性 3 人も無実です。

鹿児島地検並びに福岡高検は、再審開始決定に対し即時抗告をしないよう、強くお願いします。

住所

氏名

おおさき じ けん

大崎事件は、被害者とされる男性が、自宅に送り届けられる前に死亡しており、殺人事件は存在しなかったことが、新証拠から明らかになっています。原口アヤ子さんも「共犯者」とされた男性 3 人も無実です。

鹿児島地検並びに福岡高検は、再審開始決定に対し即時抗告をしないよう、強くお願いします。

住所

氏名